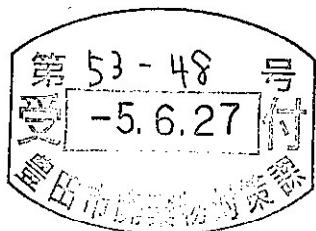


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 27日

豊 田 市 長 殿



提出者

住 所 豊田市西広瀬町桐ヶ洞543番地
株式会社 デンソー

氏 名 所長 早川 学

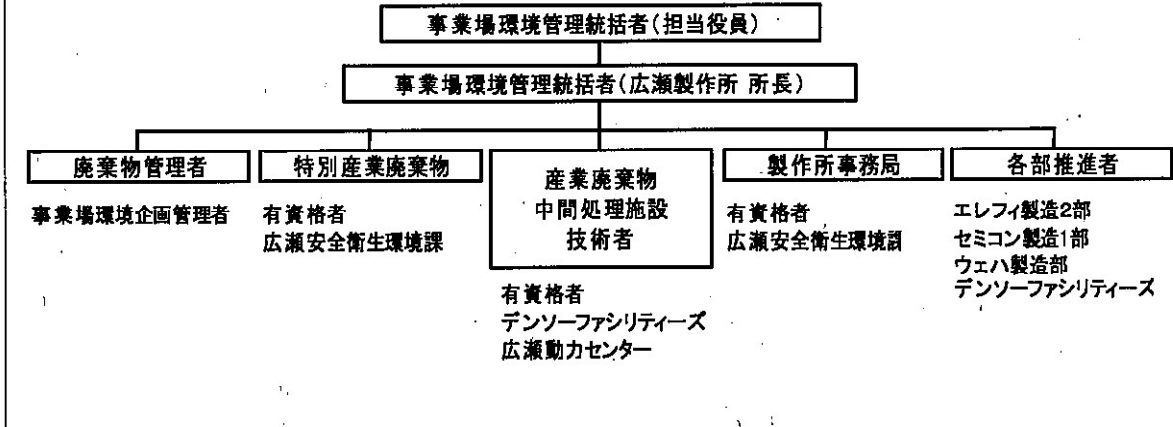
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0565(45)5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社デンソー 広瀬製作所
事業場の所在地	豊田市西広瀬町桐ヶ洞543番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	29 電気機械器具製造業
② 事業の規模	令和4年度「製造品出荷額」：276,888百万円
③ 従業員数	1,358人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程→再生処理業者に委託し再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排出量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッション活動を継続し、レベルを維持するとともに、発生量の低減や再生利用の促進に向けて取組む。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排出量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃棄物管理、発生抑制に役立てるため、計量システムを活用する。 ・ 製品づくりの各段階で、廃棄物を出さない仕組みについて検討を進め、排出抑制に努める。 例) 製品設計：材質変更、製品形状の工夫 工程設計：加工方法の変更、加工条件の最適化 生産段階：不良品の低減、ムダの排除 など		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別は、リサイクル業者等と検討・調整の上、適正に決定すると共に、分類表等により事業所内へ周知展開している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別促進により排出抑制可能なものは、分類毎に分別回収しており、今後も維持・継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
②計画	(これまでに実施した取組) 汚泥は、脱水処理による自己中間処理を実施し、減量化を行っている。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙参照	別紙参照
(今後実施する予定の取組) ・ゼロエミッションの維持とともに、汚泥の自己中間処理能力の向上について検討推進する。 例) 脱水能力の向上(含水率の低減)等			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照	別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照	別紙参照
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・新規に委託を行う際は、契約前に現地確認を行い、委託内容に見合った適正な料金で、収集運搬業者、処分業者、それぞれと委託契約を行う。 ・処理業者の許可証や処理能力の確認を確実にを行う。 ・委託先には、性状等を予め通知する。 ・委託先の現地確認を年1回以上行い、適正に処理されていることを確認、記録するとともに、当該記録を5年間保存する。 ・マニフェストの管理を適正に行う。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照	別紙参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙参照	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを維持、継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙参照」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙参照」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

